

令和五年六月

令和五年六月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目 次

議案第 三 号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第 四 号	文京区都市計画審議会条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第 五 号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第 六 号	文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例	33 頁
議案第 七 号	文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事請負契約	35 頁
議案第 八 号	文京区立湯島小学校増築校舎借上契約	37 頁

議案第三号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「又は」の下に「当該控除することができなかった金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第二十四条の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第三百十七條の三の二第一項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項

と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

第二十七条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林環境税は、区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第二十九条中「及び」を「、」に改め、「都民税額」の下に「及び森林環境税額」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十二条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の下に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「合算額の」を「合算額を」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に改める。

第三十四条中「によつて」を「により」に改める。

第三十五条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「通知によつて」を「通知により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第三十五条の二第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の下に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第三十五条の五において同じ。）」

を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第三十五条の六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「方法によつて」を「方法により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるもの」とし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第三十六条第二項中「によつて」を「により」に、「納期限前七日」を「納期限」に改める。

第三十九条第一項第一号中「リットル」を「リットル」に、「キロワット」を「キロワット」に、「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第四十六条第二項中「によつて」を「により」に、「納期限前七日」を「納期限」に改める。

付則第四条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

付則第五条の三を削る。

付則第五条の三の二第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条を付則第五条の三とする。

付則第五条の七第三項を削る。

付則第六条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「附則第三十条第七項」を「附則第三十条第三項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日か

ら令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第二号ア中「三千九百円」とあるのは「二千元」と、「六千九百円」とあるのは「三千五百円」」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「附則第三十条第八項」を「附則第三十条第四項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度 of 翌年度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第二号ア中「三千九百円」とあるのは「三千元」と、「六千九百円」とあるのは「千二百円」」に改め、同項を同条第四項とする。

付則第六条の二第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

付則第十一条中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

付則第十七条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十九条第一項第一号の改正規定及び付則第三条第一項の規定（この条例による改正後の文京区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第六条の二第三項に係る部分を除く。） 令和五年七月一日

二 第二十条の二第二項並びに第二十七条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第二十九条、第三十二条、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の六、第三十六条第二項及び第四十六条第二項の改正規定並びに付則第五条の三の二の改正規定（同条第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める部分に限る。）及び付則第六条の二第三項の改正規定並びに次条第一項並びに付則第三条第一項（新条例付則第六条の二第三項に係る部分に限る。）及び第三項の規定 令和六年一月一日

三 第二十四条の二の改正規定及び次条第二項の規定 令和七年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき文京区特別区税条例第二十四条の二第一項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十九条第一項第一号エ及び付則第六条の二第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得されたこの条例による改正前の文京区特別区税条例付則第五条の三及び第五条の七第三項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境

性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第五条の三第四項の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例付則第六条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四号

文京区都市計画審議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区都市計画審議会条例の一部を改正する条例

文京区都市計画審議会条例（昭和五十年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「区民」を「公募区民」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 区内関係団体の推薦による者（区民に限る。） 四人以内

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

文京区都市計画審議会に新たな委員を加えるとともに、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和五年六月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
 文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
 別表第一 31の項の次に次の一項を加える。

2 の 31	建築基準法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
--------	---	-------------------	-------	----------

別表第一 35の項の次に次の一項を加える。

2 の 35	建築基準法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
--------	---	------------------	------	----------

別表第一 36の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同表 38の項の次に次の一項を加える。

2 の 38	建築基準法第五十八条第二項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
--------	---	--------------------------	------	----------

別表第一 50 の項及び 51 の 2 の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表 52 の項及び 52 の 2 の項を次のように改める。

2 の 52	52
<p>建築基準法第八十六条の二第二項又は第三項の規定による建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築基準法第八十六条の二第一項の規定による建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査</p>
<p>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料</p>	<p>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料</p>
<p>建築物の数が一である場合にあっては二十万八千円、建築物の数が二以上である場合にあっては二十万八千円を一を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>建築物の数が一である場合にあっては八万二千円、建築物の数が二以上である場合にあっては八万二千円を一を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>許可申請のとき。</p>	<p>認定申請のとき。</p>

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

事務	1 都市低炭素化促進法第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査								
名称	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p> <p>1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）</p>								
額	建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
徴収時期	認定申請のとき。								
四十七百円	四十七百円	九千四百円	一万六千円	二万七千円	四万五千円	八万二千元	十三万千元	十七万円	十七万円

イ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段、その他共用部分をいう。以下同じ。）											ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）			
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの			
十八万五千元	九千三百円	一万六千元	二万六千元	八万円	十二万六千元	十六万円	二十万円	九千三百円	一万六千元	二万六千元	八万円			

2 合 1 以外の場 場											
(1) て一戸建 住宅	(3) (2) 以外の 建築物										
誘導仕様基準以外による場合	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年国土交通省告示第千百六号）をいう。以下同じ。）による場合	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超える一万平方メートル以内のもの
	三万五千円	二十万円	十六万円	十二万六千円	八万円	二万六千円	一万六千円	九千三百円	二十万円	十六万円	十二万六千円

(2) 共同住宅等												
ア 住戸の部分												
(7) 誘導仕様の場による												
(イ) 誘導仕様の場による												
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が一戸のもの
十三万七千円	九万七千円	六万九千円	三万五千円	三十九万円	三十四万円	二十六万千円	十八万二千円	十二万円	八万円	五万六千円	三万九千円	二万千円

イ 分 共用部											
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの						
	当該部分の床面積の合計が三百万平方メートルを超え千平方メートル以内のもの					十萬九千円					
	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの					十八万円					
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの					二十八万円					
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの					三十五萬九千円					
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの					四十二萬九千円					

					(3) (2) (1) 及び 以外の 建築物						
					ウ の 部分 非住宅						
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超える一万平方米以内のもの	建築物の延べ面積が二千万平方メートルを超える五千万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える一千万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超える一百万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートルを超え五千万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一千万平方メートルを超え二千万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
					九十万円	七十八万九千円	六十七万円	五十四万六千円	三十八万四千円	三十万円	二十四万二千元

		2			
				都市低炭素化促進法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
		低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料		次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十五条第二項の規定において準用する都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物については別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	
1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		(1) 一戸建て住宅		建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	
		(2) 共同住宅等		建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	
		ア 住戸の部分			
	建築物の総戸数が一戸のもの		三十三百円		
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		三千三百円		
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		六千六百円		
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		一万九千円		
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		三万二千元		
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		五万八千元		
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		九万三千元		
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		十二万二千元		
				変更認定申請のとき。	

ウ の 部分 非住宅				イ 分 共用部							
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
五万六千円	一万八千円	一万千円	六千五百円	十四万円	十一万二千円	八万八千円	五万六千円	一万八千円	一万千円	六千五百円	十三万四千円

2 合 1 以外の場																						
(2) 宅 等 共同住		(1) て 住 宅 一 戸 建		(3) 建 築 物 (2) 以 外 の (1) 及 び																		
ア 住 戸 の 部 分		誘 導 仕 様 基 準 以 外 に よ る 場 合		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 一 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 メ ー ト ル を 超 え 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		建 築 物 の 延 べ 面 積 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の				
(イ) 誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合																		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の				
建 築 物 の 総 戸 数 が 二 戸 以 上 五 戸 以 下 の も の		建 築 物 の 総 戸 数 が 一 戸 の も の																		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の		
二 万 七 千 円		一 万 五 千 円		一 万 八 千 円		一 万 五 千 円		一 万 八 千 円		一 万 八 千 円		一 万 八 千 円		一 万 千 円		六 千 五 百 円				十 一 万 二 千 円		
						十 一 万 二 千 円		八 万 八 千 円		五 万 六 千 円		一 万 八 千 円								八 万 八 千 円		

ウ の 部 分 非 住 宅	イ 分 共 用 部										
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
十二万三千円	二十九万円	二十四万七千円	二十万五千円	十五万六千円	九万六千円	七万二千円	五万七千円	三十四万二千円	二十九万千円	二十二万千円	十五万九千円

(3) (1)及び (2)以外の 建築物												
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
四十九万千円	四十二万七千円	三十六万千円	二十九万円	十九万八千円	十五万四千円	十二万三千円	四十九万千円	四十二万七千円	三十六万千円	二十九万円	十九万八千円	十五万四千円

別表第三の3の項及び4の項を次のように改める。

3 建築物省エネ法第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査										
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について別表第一の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	1 申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類と、して区長が定めるものが提出された場合									
	(1) 一戸建て住宅	(2) (1)以外の建築物								
	ア 住宅部分（建築物省エネ法第三十五条第一項の規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	イ 非住宅部分								
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が十平方メートル以上二十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二十平方メートル以上五十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五十平方メートル以上一ヘクタール未満のもの	当該部分の床面積の合計が一ヘクタール以上二ヘクタール未満のもの	当該部分の床面積の合計が二ヘクタール以上のもの
	五千円	九千七百円	二万二千円	四万六千円	八万八千円	九万七千円	九万七千円	九万七千円	二万七千円	八万四千円
	認定申請のとき。									

						2 の 場 合 1 以 外				
		(2) 外 の 建 築 物		(1) 建 て 住 宅						
		ア 部 分 住 宅		イ 場 合 誘 導 仕 様 基 準 以 外 に よ る		ア 誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合				
		(7) に よ る 場 合								
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の
十七万九千円	十一万八千円	六万六千円	三万八千円	三万八千四百円	三万四千四百円	二万二千元	二万円	二十万千円	十六万千円	十二万八千円

イ 宅 部 分													
(ア) モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。 4の項において同じ。)による場合							(イ) 誘導仕様基準 以外による場合						
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの			
四十三万五千円	三十七万千円	三十万九千円	二十三万五千七百円	十四万五千七百円	十一万七百元	八万七千百元	二十八万千円	十九万六千円	十一万六千円	六万九千百円			

4	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十六条第二項において準用する建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申請があつた場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>	<p>(イ) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1251 1205 1342 1688">当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1134 1205 1251 1688">当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1043 1205 1134 1688">当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="927 1205 1043 1688">当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="826 1205 927 1688">当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米未満のもの</td> <td data-bbox="710 1205 826 1688">当該部分の床面積の合計が一万平方米以上二万五千平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="609 1205 710 1688">当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1251 1688 1342 1883">二十二万七千円</td> <td data-bbox="1134 1688 1251 1883">二十八万四千四百円</td> <td data-bbox="1043 1688 1134 1883">三十六万七千円</td> <td data-bbox="927 1688 1043 1883">五十二万三千七百円</td> <td data-bbox="826 1688 927 1883">六十四万六千円</td> <td data-bbox="710 1688 826 1883">七十六万三千円</td> <td data-bbox="609 1688 710 1883">八十七万千円</td> </tr> </table>	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方米以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十二万七千円	二十八万四千四百円	三十六万七千円	五十二万三千七百円	六十四万六千円	七十六万三千円	八十七万千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方米以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの											
二十二万七千円	二十八万四千四百円	三十六万七千円	五十二万三千七百円	六十四万六千円	七十六万三千円	八十七万千円											
1 申請に併	(1) 一戸建て住宅	三千七百元	変更認定申請のとき。														

せて建築物
省エネ法第
三十五条第
一項各号に
掲げる基準
に適合して
いることを
示す書類と
して区長が
定めるもの
が提出され
た場合

(2)
外の建
築物
(1)以

ア 住宅部分										イ 非住宅部分									
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの									
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの										当該部分の床面積の合計が三千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの									
六千九百円										一万九千九百円									
一万五千円										五万六千四百円									
三万二千円										九万円									
五万七千円										十一万三千円									
六千九百円										十四万千円									

2 場 合 1 以 外 の										
(2) 外 の 建 物						(1) 一 戸 建 て 住 宅				
ア 部 分 住 宅						イ 場 合 誘 導 仕 様 基 準 以 外 に よ る		ア 誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合		
(イ) 以 外 に よ る 場 合						(ア) に よ る 場 合				
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の もの	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの
十三万八千円	八万千円	四万八千五百円	十二万五千円	八万三千円	四万六千円	二万六千円	二万七千円	二万四千二百円	一万五千円	一万四千元

		イ 非住宅部分			
(イ) 標準入力法等による場合		(7) モデル建物法による場合			
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十萬二千百円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十六万円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	七万七千六百円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十万五千元
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十五万九千百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万千百円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のも	

当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円
当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	四十五万三千円
当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円

別表第三五の項中「第一条第一項第二号イ(1)(i)及び」を「第一条第一項第二号イ(1)及び」に、「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に改め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、「第一条第一項第二号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に、「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「仕様基準による場合」を「仕様基準又は誘導仕様基準による場合」に改め、同表備考11中「向上計画認定申請手数料等」の下に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。)」を加え、同表備考12中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)」又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の下に「又は誘導仕様基準」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正等に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六号

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年六月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、「かかわらず、」の下に「令第十四条に規定する」を加え、「三人」を「二人」に、「令第十四条第二号」を「同条第一号又は第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区保育所における保育に関する条例第五条第三項の規定は、令和五年十月以後の月分の保育所における保育に係る費用の額について適用し、同年九月以前の月分の保育所における保育に係る費用の額については、なお従前の例による。

(説明)

多子世帯に係る利用者負担の軽減措置の拡充に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七号

文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事請負契約

右の議案を提出する。

令和五年六月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事請負契約

文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億二千百二十万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期
二 支出科目等

契約締結の翌日から令和六年十一月二十九日まで
令和五年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和六年度 債務負担行為

議案第八号

文京区立湯島小学校増築校舎借上契約

右の議案を提出する。

令和五年六月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立湯島小学校増築校舎借上契約

文京区立湯島小学校校舎増築のため、左記契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立湯島小学校校舎増築
- 二 契約の方法 指名競争入札による契約
- 三 契約金額 金八億三千七百六十七万二千円
- 四 契約の相手方 東京都千代田区二番町三番地麴町スクエア六階
株式会社内藤ハウス東京支店
取締役支店長 伊藤誠二

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 契約期間 令和五年七月四日から令和十年六月三十日まで
二 支出科目等 令和五年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和六年度 債務負担行為

令和七年度 債務負担行為

令和八年度 債務負担行為

令和九年度 債務負担行為

令和十年度 債務負担行為

